

令和 8 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

中泉幹線排水路用地測量（その 7）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、令和8年度浅瀬石川二期農業水利事業中泉幹線排水路用地測量（その7）業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号、一部改正 令和8年3月26日）別記（I）用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所（別添位置図のとおり）

青森県北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊地内他

(2) 調査区域

① 地域区分は、耕地とする。

② 調査区域延長は、1.365kmとする。（排水路 測点 No. 67+42.25～No. 95+7.25）

③ 調査区域面積は、10.920haとする。

(障害物の伐除)

第3条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けないで伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第4条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事している場合は1年と見なす。この業務に従事した年数の計算方法は、次項についても同様とする。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者。

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者。

(低入札価格契約における第三者照査)

第5条 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第13条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性の評価)

第6条 履行確実性評価の達成状況の確認

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 次の審査項目①～③において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
 - ① 業務内容に対応した費用が計上されているか
 - ② 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか
 - ③ 品質管理体制が確保されているか
- (2) 次の審査項目①において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
 - ① 再委託への支払いは適正か
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第7条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、「甲三」による。
- (3) 縮尺は、1/500 とする。

(貸与資料等)

第8条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
令和7年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路用地測量（その6）業務 成果物	一式	
令和7年度 浅瀬石川二期農業水利事業 小阿弥幹線用水路上流部実施設計（その3）他業務	一式	

- 2 受注者が、土地登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第9条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	単 位	備 考
(1) 作業計画	1	業務	

作 業 項 目	数 量	単 位	備 考
(2) 現地踏査	1	業務	
(3) 地図の転写	10.920	ha	
(4) 転写連続図の作成	10.920	ha	
(5) 土地の登記記録の調査	10.920	ha	
(6) 権利者の確認調査（当初）	10.920	ha	
(7) 公共用地管理者との打合せ	1	業務	
(8) 依頼書の作成	2.730	km	
(9) 協議書の作成	2.730	km	
(10) 境界の確認	1.250	ha	
(11) 土地境界確認書の作成	1.200	ha	
(12) 境界測量	1.250	ha	
(13) 用地幅杭設置測量	1.365	km	地形：平地 地物：耕地 1,000 台/12 時間
(14) 用地境界仮杭の設置	1.200	ha	
(15) 境界点間測量	1.250	ha	
(16) 面積計算	1.200	ha	
(17) 用地実測図の作成	4.000	ha	
(18) 用地平面図等の作成	4.000	ha	
(19) 土地調書の作成	1.200	ha	

（指示事項）

第 10 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

（1）地図の転写及び転写連続図の作成

図面の用紙はポリエステルシート#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

（2）土地の登記記録の調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

（3）権利者の確認調査

登記名義人が死亡している場合その他必要に応じて戸籍謄本等を提出するものとする。

（4）公共用地管理者との打合せ

公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出する。

（5）依頼書の作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。

（6）協議書の作成

境界確定作業完了後において用地実測図に押印を求めるときの必要書類を作成する。

（7）境界の確認

①立会い通知は、立会日の 1 週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。

- ②杭の規格は 4.5 cm×4.5 cm×45 cmとし、材料は赤色のプラスチック杭とする。
 なお、杭には点番号等を記すものとする。
- ③境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。
- (8) 境界測量
 測量原図の用紙はポリエステルシート#300 又はこれと同等以上のものとする。
- (9) 用地幅杭設置測量
 ①杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 6.0cm×6.0cm×60cm とする。
- (10) 用地境界仮杭の設置
 ①工事平面図等に基づき仮設用地等土地使用する用地について、用地境界仮杭を設置する。
 ②杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 7.0cm×7.0cm×60cm とする。
 ③仮設用地等土地使用する用地の杭は黄色のペイントで着色する。
- (11) 面積計算
 仮設用地等土地使用する用地について面積計算を行うものとする。
- (12) 用地実測図の作成
 図面の用紙はポリエステルシート#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。
- (13) 用地平面図等の作成
 ①用地平面図を基に、土地使用図、境界点番号図を作成する。
 ②上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。
 ③図面の用紙はポリエステルシート#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 とする。
- (14) 土地調書の作成
 仮設用地等土地使用する用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。

第4章 成 果 物

(成果物等)

第 11 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 地図の転写図	書 面	1 部	綴じ込み
	原 図	1 部	図面ファイル
(2) 転写連続図	電子データ	正副 2 部	C D－R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
	原 図	1 部	図面ファイル
(3) 土地の登記記録調査表	電子データ	正副 2 部	C D－R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
	原 本	1 部	綴じ込み
(4) 権利者調査表	電子データ	正副 2 部	C D－R 等
	書 面	1 部	綴じ込み
	原 本	1 部	綴じ込み
(5) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副 2 部	C D－R 等
	書 面	1 部	綴じ込み

成 果 物		数 量	装 丁 等
(6) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	C D-R等
	原 本	1部	綴じ込み
(7) 用地実測図	電子データ	正副2部	C D-R等
	書 面	1部	綴じ込み
	原 図	1部	図面ファイル
(8) 用地平面図等 ①土地使用図 ②境界点番号図	電子データ	正副2部	C D-R等
	書 面	1部	綴じ込み
	原 図	1部	図面ファイル
(9) 土地調書	電子データ	正副2部	C D-R等
	原 本	1部	綴じ込み

注1 成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。

2 成果物の提出先は、東北農政局津軽土地改良建設事務所とする。

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第12条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRI Sセンター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

第6章 打 合 せ

(打合せ)

第13条 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局津軽土地改良建設事務所とする。

(1) 用地測量業務

- ア 業務に着手するとき
- イ 業務の中間打合せ
- ウ 成果物のとりまとめ段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

第7章 契 約 変 更

(契約変更)

第14条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第7条に示す「測量の基準及び精度等」に変更が生じた場合。
- (2) 第9条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

- (3) 第 11 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合。
- (4) 第 13 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 共通仕様書第 65 条（用地測量の基準点）に基づく検測の結果、新たな作業項目が必要となる場合。
- (7) その他

第 8 章 そ の 他

（管理技術者）

第 15 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局津軽土地改良建設事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、署名するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

（疑 義）

第 16 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

令和 8 年度 浅瀬石川二期農業水利事業
中泉幹線排水路用地測量（その 7）業務 位置 図

